

ZEH 導入支援事業補助金交付事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、「ZEH 導入支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）」第15条の規定に基づき、補助金の支払い等に関し、必要な事項を定める。

2 ZEH 導入支援事業を実施するため、県からの補助を受け、本事業に係る事務を行う者（以下「補助事業者」という。）は福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）、要綱及びこの取扱要領の定めるところにより、予算の範囲内で ZEH 導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この取扱要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 国 ZEH 補助金

国が実施する令和8年度「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅・集合住宅の ZEH 化・省 CO2 化促進事業）」をいう。

(2) 新築戸建 ZEH

国 ZEH 補助金の公募要領＜個人申請編＞で補助対象となっている新築戸建の ZEH 及び ZEH+をいう。

(3) ZEH 改修住宅

国 ZEH 補助金の公募要領＜ZEH リノベ＞で補助対象となっている、ZEH 水準に改修された既存の戸建住宅をいう。

(4) 補助事業者

要綱第2条に定める者であって、本事業に係る補助金交付事務を行う者をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の全ての要件を満たすものとする。

(1) 県内に自ら常時居住するために、新築戸建 ZEH を建設若しくは購入し、又は既存住宅を ZEH 改修住宅へ改修していること

(2) 令和9年2月19日までに国 ZEH 補助金の額確定通知日を受けていること

(3) 県税の未納がないこと

(補助金の額)

第4条 補助事業者が交付申請者に交付する補助金の額は、1戸当たり10万円とする。

(補助金の交付申請等)

第5条 交付申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（第1号様式）に別表第1の書類を添えて、令和9年2月26日までに補助事業者に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 補助事業者は、補助金の交付の決定及び額の確定の手続を併合して行うものとし、交付決定通知書兼額確定通知書（第2号様式）を交付申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第7条 交付対象者は、前条の規定による通知を受けた後に、交付請求書（第3号様式）により補助金の交付を請求するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第8条 補助事業者は、交付申請者が次のいずれかに該当すると認めたときは、知事がやむを得ないと認める場合を除き、補助金交付決定の全部又は一部を取消し、また、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとした場合

(2) 規則又はこの取扱要領並びに関係法令に違反する行為があった場合

(3) 国 ZEH 補助金の交付決定の取消しがあった場合

2 補助事業者は、前項の取消しを決定したときは、交付決定取消通知書（第4号様式）により交付申請者に通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第9条 交付申請者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円を超える機械器具、備品及びその他重要な財産（以下「処分制限財産」という。）を、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、交付申請者が補助事業者に補助された全額を納付し、補助事業者が規則第6条第1項第4号の規定による条件に基づき補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過した場合は、この限りではない。

2 交付申請者は、処分制限財産について、取得財産管理台帳兼取得財産明細書（第5号様式）により記帳整理し、処分制限期間内備えて置かなければならない。

3 交付申請者は、補助事業の完了後においても補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに

に、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

- 4 交付申請者は、第1項の規定により処分制限財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。
- 5 知事は、処分制限財産の処分により交付申請者に収入があったと認めるときは、その収入に相当する補助金額の全部又は一部を県に返還させることができる。

（報告及び調査）

第10条 交付申請者は、第8条第1項各号に該当するときは、すみやかに補助事業者へ報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、必要があると認めるときは、交付申請者に対して報告を求め、又は調査を行うことができる。
- 3 交付申請者は、前項の報告及び調査に協力しなければならないものとする。

（書類の提出）

第11条 この取扱要領により交付申請者が補助事業者へ提出する書類は、1部とする。

（調査等への協力）

第12条 交付申請者が補助金の交付を受けた場合は、県が効果検証のために実施する調査等に協力するものとする。また、知事は、この調査等により把握した結果について、インターネットの利用、その他の方法により公表することができる。

（その他）

第13条 補助金の交付等に関しては、この取扱要領によることとし、その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この取扱要領は、令和8年6月4日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

添付書類	備考
国 ZEH 補助金の額確定通知書の写し	
工事請負契約書または売買契約書	
納税証明書（原本）	発行後 3 月以内のものに限る
その他知事が必要と認める書類	